土を愛する多くの人々の英知に支えられて、今日の繁栄をに支えられて、今日の繁栄をいます。わたしたちは、この美しい田園風景と相互扶このまちを誇りと自信を持って次世代に引き継ぐためにも、自らの手で、自らの責任で、自らの手で、自らの責任で、おっていくことが必要です。多様化する今日の地方自治の主体としてその役割を自覚し、まちづくりに参画しなければなりません。 の町 の中で歴史を刻み、郷町は、先人のたゆみな

高規範としてこの条例を制定ため、また芳賀町の自治の最たれぞれの役割を自覚し、町のまちづくりを目指すかにし、町民・議会・行政がいにし、町民の理念を明ら町のまちづくりの理念を明ら 例ですの対 憲法とも いえる条

任」に基づくまちづくりが求治体には「自己決定・自己責治体には「自己決定・自己責の地方分権が進む中、地方自

で、町民の皆さんと共に町政を進めていくためには、町政の基本事項を条例で分かりやすく定める必要があります。 ○まちづくり基本条例とは 条例では、芳賀町における自治の理念、町民・議会・町でおり、芳賀町の「憲法」ともいえる条例です。

でいます。
たない「ソフト」の面も含んた組みづくりといった目に見情報の共有や町民参画などの

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動するとりが自ら考え、行動するとりが自ら考え、行動するとりが自ら決定、評価に至るの立案から決定、評価に至るさまざまな過程に参画し、町民・議会・町が協働できる仕

る「ハード」の面だけでなく、下水道の整備などの目に見えまちづくりとは、道路や上

○人権の尊重と協働による自

より、 情報が共有され、町民・

ます。体のまちづくりが推進され議会・町の協働による町民主

町民の皆さんが、対等の立場でこれまで以上にまちづくりに参画していただくため、情報を分かりやすくお知らせするなど町の説明責任を義務づけるとともに、皆さんからの意思表明 (パブリック・コの意思表明 (パブリック・コクした仕組みを定めています。こうした仕組みを整えることに

○町民の役割と青々 ■条例の主な内容 町民の役割と責務

○議会の役割と責務 ○議会の役割と責務 る権利を有します として、重議会は、 として、ま町民は、 、重要な政策を総合的は、芳賀町の議決機関 まちづくりに参画す まちづく Ŋ の主体

な視点に立って審議し、意思 **〇町長の役割と責務 「町段の代表者**としてこの条例 町政の代表者としてこの条例 で遵守し、公正かつ誠実に町 を遵守し、公正かつ誠実に町 の執行に当たり、まちづく

・町長は、町民の安全を確保 するため、町民の生命、身体 するため、町民の生命、身体 するための必要な措置を総合的に実施する するため、 ・町長は、 ます。

(1)(2) 説明責任(2) 説明責任(2) 説明責任(2) 説明責任(2) 説明責任 (1)評価の実施 | 日本原則

効果及び手続を町民に明らか程において、その経過、内容、実施及び評価のそれぞれの過実施及び評価のとれぞれの過

芳賀町まちづくり基本条例が制定されました 民主体の まちづくり をするために



議会で議決されました。

「芳賀町まちづくり基本条例」が12月

芳賀町のまちづくりのすべてにかか わる条例として、自治の基本事項を定 めた重要なもので、平成18年4月1日に 施行されます。

町民 (住民•事業者) 報 の 共 有 が変えないという 報 0 有 〇人権尊重による住民 自治の推進 TOPO STREET 〇町民、議会、町の協働 による町民主体のま 議 ちづくり 会 条例・予算・決算などの議決、 政策立案 条例・予算・決算などの議案の 提出、情報提供 有

0

・町は、町の仕事に関する意見に対する町の考え方を公表見に対する町の考え方を公表見に対する町の考え方を公表し、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めます。 ・町は、年齢が満20歳未満の町民の町政への参画についても、積極的な機会提供に努め

性を尊重するものとします。
・町民主体のまちづくりへの・町民主性の尊重

目主性、自律ちづくりへの

供、管理等について必要う個人情報の収集、利田益が侵害されることのな町は、個人の権利お上

いて必要な措なことのないよ

ないよび利

○住民自治のあり方 置を講じるものとします

【まちづくりへ

、の参画】

もに

分かりや

すく説明す

る

・個人情報の保護ものとします。

とします。以下である。

あってはなられ 委員総数の2

らない。 10分 の の

もの4

○団体自治のあり方 【町民の意思表明

○団体自治の

できる範囲でかかわることを民一人ひとりができることを・まちづくりへの参画は、町

基本とします。

る重要事項について、町長おめるものとします。 (2)住民投票の請求 ・町民は、町及び議会に関す

ため、住民投票の制度を設け直接、町民の意思を確認する会に関わる重要事項について、会に関わる重要事項について、

(1)住民投票の実施 【住民投票制度】

することができるものとし町又は議会に住民投票を請求の4分の1以上の連署により、 ます。

【まちづくり委員会】

資格その他

(格その他住民投票の実施に住民投票に参加できる者の

ることができます

ものとします。ものとします。いりについて協議するために、くりについて協議するために、 者をもって組織します。ただ・委員会は、町長が委嘱する

【町民提案】

ます。

画や施策について、提案を行参画の推進に関連した町の計町民は、まちづくりや町民 うことができるも \mathcal{O} とします

※条例要綱についての意見

生涯学習センターおよび各分ホームページのほか、企画課、金剛と解説については、町 した。 容や資料の問い合わせのみで を9月に実施しましたが、内 募集(パブリックコメント)

圓企画課政策推進室 館で配布します。 **8** 028 (67) 60

2006.1 広報はが